



情報(第39号)



平成30年12月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

周南市中須北菅野ダム管理事務所横 (平成30年12月1日撮影)

定額残業制(固定残業制)その 2



1 定額残業制の最新判例

本誌 37 号は、定額残業代の解説として、最一判平 24. 3. 8 (集民 240-121) テックジャパン事件を解説しました。定額残業代に係る第 2 弾として、最新判例を取り上げます (最一判平 30. 7. 19 (裁判所時報 1704-6) 日本ケミカル事件)。

上告人 (企業) に雇用されていた被上告人 X (労働者) が、上告人に対して時間外労働、休日労働及び深夜労働 (時間外労働等) に対する賃金並びに付加金等の支払を求める事案です。X の就業時間等は次のとおりでした。

就業時間等

就業時間	月曜日から水曜日・金曜日 午前 9 時～午後 7 時 30 分 (休憩時間：午後 1 時～午後 3 時 30 分まで) 木曜日及び土曜日 午前 9 時から午後 1 時
休日及び休暇	日曜日、祝祭日、夏季 3 日、年末年始 (12 月 31 日から～1 月 3 日まで) 及び年次有給休暇
賃金 (月額)	基本給 461, 500 円、業務手当 101, 000 円

勤務等実態

就業期間	平 25. 1. 21～平 26. 3. 31
平均所定労働時間	157. 3 時間
勤務実績	30 時間以上 3 回、20 時間未満 2 回、その余 10 回は 20 時間台
雇用契約書	賃金：月額 562, 500 円 (残業手当含む)
給与明細書表示	月額給与：461, 500 円、業務手当 101, 500 円

説明

採用条件確認書	月額給与 461, 500、業務手当 101, 500 みなし時間外手当、時間外勤務手当の取り扱い年収に見込み残業代を含む、時間外手当は、みなし残業時間を超えた場合はこの限りではない。
賃金規程	業務手当は、一賃金支払い期において時間外労働があったものとみなして、時間手当の代わりとして支給する記載。
上告人と被上告人以外の各従業員との間で作成された確認書	業務手当月額として確定金額の記載があり、「業務手当は、固定時間外労働賃金 (時間外労働 30 時間分) として毎月支給します。一賃金計算期間における時間外労働がその時間に満たない場合であっても全額支給します等の記載。

2 勤務時間管理

タイムカードに打刻されるのは出勤時刻と退勤時刻のみで、Xは、平成 25 年 2 月 3 日以降、休憩時間に 30 分間業務に従事していたが、タイムカードによる管理がされておらず、また、給与支給明細書には、時間外労働時間や時給単価欄はほぼ全ての月において空欄であったというのです。こういう時間管理の杜撰さが、争いのゴングを鳴らします。

3 東京高裁と最高裁の判決

東京高判は、業務手当の支払いを法定の時間外手当とみなすことはできないとし、Xの請求を認めたところ、最高裁は、①割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより支払う方法自体が直ちに違反ではなく、雇用契約に基づき、時間外労働等に対する対価として定額の手当を支払うことにより、割増賃金の全部又は一部を支払うことができること、②業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていた、③実際の時間外労働等の状況と大きくかい離していないとして、高裁判決を破棄しました。

結局、定額残業代について、雇用契約書、採用条件確認書、賃金規程において、業務手当が時間外労働の対価として位置づけられ、実際の勤務実績から業務手当の支払いにより、時間外労働等に対する賃金の支払とみることができるとしました。

4 最高裁判決による今後の実務

本誌 37 号のテックジャパン事件における、「時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示され、定額残業代を超える残業が行われた場合は、別途、上乘せして残業手当を支給する旨もあらかじめ明らかにされていなければならない」との判示箇所を軌道修正したとの評価があります結局、雇用契約書等の記載や説明が不十分であると、前項①及び②に反し、実際に支払われた割増賃金が実態と乖離すれば③に反し、違法となり得ます（水町勇一郎：ジュリスト 1523-4）。

割増賃金をめぐる紛争は大変多く、注意しなければなりません。この事案は、退職（平成 26 年 3 月 31 日）後に提訴されているようで、勤務時に割増賃金に対する支払いがされていないとの不満が日々充満していき、それが退職の引金となった可能性もあるでしょう。

定額残業代制は、時間外労働がほとんどの月で定額残業代として設定する時間数を下回っているときに、毎月、細かな時間数を計算する必要がなく、有効な仕組みとなるわけです。どの企業にも適合する仕組みではありません。

当法人では、法律顧問・経営支援に重点を置いております。是非ともお声がけください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>